居宅介護支援重要事項説明書

R7.11 月より施行

１．　当社が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0566-78-0600

担当　　樋田　五十鈴

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２．ケアプラン和の街の概要

（1）　居宅介護支援事業者の事業者番号およびサービス提供地域

事業者名	ケアプラン和の街
所在地	安城市今本町１丁目 3-29　ドミール・アン 101
サービス提供地域	安城市・刈谷市・知立市・岡崎市・高浜市

（2）　職員体制

１人

業務内容	基礎資格	常勤	非常勤	計
管理者兼主任介護支援専門員	介護福祉士	1		1

（3）　営業日及び営業時間

営業日および営業時間	月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時３０分
休業日	土日　１2/２９～1/3

３．　居宅介護支援の申込から提供までの流れと内容

（1）　介護保険被保険者証・利用意向の確認
（2）　要介護認定の申請方法の説明
（3）　要介護の場合利用者または家族と契約締結（書面による利用申込）
（4）　居宅サービス計画依頼届け出書の提出（代行手続き可能）
（5）　認定決定後、アセスメント、基本的なプラン居宅サービス計画原案の作成
（6）　お客様より居宅サービス計画の同意を得る
（7）　サービス事業者との連絡調整（サービス提供開始）
（8）　毎月訪問、同意を得る。サービス提供の維持・モニタリング・適宜変更を行う

他各種申請及び手続きの代行

・要介護認定の申請（更新、変更）「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出・介護保険外サービスの相談・紹介

４．　利用料金

（１）　利用料

要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降１ヵ月あたり以下の金額になります。ただし、要介護認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、以下の料金を頂き、後日保険料をお支払い後、提供証明書を住所地の市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

居宅介護支援費Ⅰ

１単位　１０．４２円

要介護１・２	１，０８６　単位　／　月　（１１，３１６　円）
要介護３・４・５	１，４１１　単位　／　月　（１４，７０２　円）

介護予防支援費

介護予防支援費Ⅱ	４７２　単位　／　月　（　４，９１８円）

以下の要件を満たした場合は加算料金の対象となります。

加算（介護保険法に準ずる）

初回	300 単位/回 3,126 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画作成する場合 ・要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月 (2,605 円)	・入院先医療機関に、入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月 (2,084 円)	・入院先医療機関に、入院後 7 日以内に情報提供を行った場合
退院・退所加算		医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談し必要な情報を得て、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

	カンファレンス参加　(無)	カンファレンス参加　(有)
連携１回	450 単位/4,689 円	600 単位/6,252 円
連携２回	600 単位/6,252 円	750 単位/7,815 円
連携３回	×	900 単位/9,378 円

通院時情報連携加算	50 単位/月 (521 円)	ご利用者様が医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った場合。
緊急時等居宅カンファレンス	200 単位/回 (2,084 円)	病院または診療所の求めにより、病院または診療所の職員と利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型のサービスの利用調整を行った場合
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月 (5,407 円)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ・中重度の利用者の占める割合が 40%以上 ・24 時間連絡体制の確保 ・法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力 ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月 (4,386 円)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保 ・法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力 ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月 (3,365 円)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保 ・法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力 ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等の実施 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加
特定事業所加算(A)	114 単位/月 (1,187 円)	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係わる医療機関との連携を年間 35 回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 5 回以上算定している事業所

ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月 (4,168 円)	・末期の悪性腫瘍の利用対象者 ・24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等把握、利用者への支援を実施 ・訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治医の医師及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者への提供

※1 単位１０．４２円で計算しています。

（2） 交通費

通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
ただし、通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

① 実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル未満　300 円
② 実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル以上　500 円

（3） 解約料

【請求する場合】
お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	居宅介護支援費（Ⅰ） 要介護１・２　１１，３１６円 要介護３・４・５　１４，７０２円 ※別途、法令どおりの加算費用（上記に準ずる）がある場合があります。
保険者（市区町村）へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません

５． サービスの利用の開始と終了について

（1） サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当社社員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

（2） サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出があればいつでも解約できます。
② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足、やむを得ない事情もしくは背信行為により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護福祉施設等に入所された場合

・介護保険でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当・要支援１．２と認定された場合

・お客様が亡くなられた場合または被保険資格を喪失された時

④ その他

お客様やご家族の方などが当社や当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

６． 当社の居宅支援の特徴等

（1） 運営の方針

当事業所は、利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力と環境に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮いたします。

（2） 居宅介護支援の実施概要等

・事業の実施に当たっては利用者様・ご家族様の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供されるよう、連絡・調整致します。

・特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

・お客様はケアプランに位置つける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

・そして、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

・障害福祉サービスを利用してきたご利用者様が介護保険サービスを利用する場合には、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。

・介護支援専門員その他の従業員は（退職後においても）正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者・家族の情報を漏らすことがないよう措置を講じます。

（3） 衛生管理等

・事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。

・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるものとする。

（4） 業務継続計画の策定

・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（5） 虐待防止に関する事項

・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

（6）ハラスメントに関する事項

・事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（7）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（8） 緊急時等における対応方法

・介護サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じます。

（9）サービスの利用のためのポイント

事項	有　無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	標準課題分析項目、愛介連版アセスメント
研修の実施	有	現任研修・愛知県居宅介護支援事業所連絡協議会・シルバー振興会、安城市、他外部団体主催研修等
マニュアルの種類	有	居宅サービス計画書作成の手引き
サービス提供記録開示	有	・居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、契約終了後５年間保管します。 ・ご希望の方は複写交付請求書記入の上、御提出いただけばコピー致します。１枚１，０００円

７．　サービスに関する苦情

（1）　当社のお客様相談・苦情担当
担当　　管理者　　樋田　五十鈴
電話　　０５６６－７８－０６００
受付時間　営業時間内

（2）　その他
市町村介護保険相談・苦情窓口　安城市　０５６６-７６-１１１１（高齢福祉課）
刈谷市　０５６６-６２-１０６３（高齢福祉係）
知立市　０５６６-９５-０１５０（長寿介護課）
岡崎市　０５６４-２３-６６８２（介護保険課）
高浜市　０５６６-５２-９８７１（介護福祉部）
国民健康保険連合会　介護福祉課　０５２-９７１-４１６５（月～金）
午前９時～１２時、午後１２時４５分～午後５時（12 月 29 日～1 月 3 日以外）

８．　事故発生時の対応

事故が発生した場合は市・お客様の家族に連絡いたします。

９．　損害賠償について

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。ただしその損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、（ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り）事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10.　当社の概要

・会社名　　株式会社　和
・代表取締役　　増田　憲治
・事業所　　ケアプラン和の街
・所在地　　安城市今本町１丁目３―２９
・電話　　０５６６－７８－０６００
・管理者　　樋田　五十鈴
・定款の目的に定める事業　　居宅介護支援事業

介護サービス情報についての詳細をインターネットにて公表しております。
書面でも用意しておりますので閲覧できます。いつでもお申し出ください。

令和　　年　　月　　日　　説明者　　印

「重要事項説明書」の説明を受け、その内容に同意しました。

同意日　　令和　　年　　月　　日

◆ご利用者様　　（〒　　―　　）

住所

氏名　　印　　性別（　男　・　女　）

生年月日　□明治　□大正　□昭和　　年　　月　　日生

電話

利用者は心身の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

◆代理人様　　（〒　　―　　）

住所

代理人様氏名　　印　　電話

ご利用者様との間柄